

税金の還付を騙った振り込め詐欺にご注意を

最近の振り込め詐欺の手口については相当巧妙化しており、犯人からの着信履歴が警察署・自宅の電話番号や家族の携帯番号を表示させていることによって被害者を信用させる場合や、実在する裁判所を騙って電子メールによって支払いを求める事例も報告されています。また、所得税の確定申告時期にあたって税金の還付を騙った振り込め詐欺が行われる可能性もありますので、注意しましょう。

南富良野町における確定申告の取扱いについて

申告期間	平成19年2月16日 平成19年3月15日（土日祝祭日を除く）
申告窓口	総務課税務係窓口
所得税還付金振込口座の確認方法	申告の際に窓口で税務係職員が確認します。申告をしていない方に職員が電話で口座番号を確認することはありません。
申告における還付金の振り込み時期	申告後、税務署から届く還付通知（ハガキ）に記載されています。
税務係職員が自宅に訪問する場合	必ず身分証明証を携帯しています。身分証には南富良野町長の公印が押印されています。不安な場合は提示を求めてください。

税金の還付制度などで分からない場合は、総務課税務係までお問い合わせください。

A T Mを使った振り込め詐欺について

A T Mとは？	預金通帳、キャッシュカードを用いて預け入れ、引き出し、振り込み、残高照会などを行うことができる現金自動預け払い機
----------	--

最近の振り込め詐欺では、疑わしい振り込みには金融機関の職員が窓口で確認するなどの対応により未遂に終わるため、A T Mを利用した振り込み依頼が増えています。中にはA T Mによる振り込み方法を知らない被害者が税金の還付だと思いこみ、携帯電話による指示を受け、実際には自分の口座から引き落とされて振り込んでいたという事例もあります。また、平成19年から、本人確認法施行令の改正（ ）により10万円を超える振り込みには本人確認書類が必要となったため、今まで以上にA T Mによる振り込みを指示されるケースが増えてくると考えられますので、注意が必要です。

本人確認法施行令の改正における概要について

10万円を超える現金振り込みについては、窓口にて運転免許証・健康保険証などの本人確認が必要となります。また、A T Mからの10万円を超える現金振り込みはできなくなりました。

窓口やA T Mから預貯金口座を通じて振り込む場合には、従来同様に振り込むことができます。ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合は、本人確認書類の提示を求められることがあります。

相談先

南富良野町産業課商工観光係	52 - 2178（直通）
南富良野町総務課税務係	52 - 2101（直通）
南富良野町社会福祉協議会	39 - 7711
富良野市消費生活センター	39 - 1166（月 金 10：00～16：00）